

下仁田町除染実施計画

< 第 3 版 >

平成 25 年 2 月

下仁田町

下仁田町除染実施計画

< 第 3 版 >

目 次

1. 除染等の措置等の実施に関する方針	1
2. 除染実施計画の対象となる区域.....	2
3. 除染等の措置の実施者及び当該実施者が除染等の措置等	4
4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分 等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置	5
5. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期.....	7
6. 除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事項	9
7. その他の事項.....	10

1. 除染等の措置等の実施に関する方針

当町は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能漏れによる汚染を除去する等の、環境の回復（除染）に取り組んでまいります。当町では、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」といいます）に基づき除染に取り組み、長期的には追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目指します。

なお、除染の効果や進捗を踏まえ、本計画の内容や期間について、見直しを行うこととします。

2. 除染実施計画の対象となる区域

町が主体となって実施した町内の空間線量率の調査に基づき、区域内の測定結果の範囲が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上である区域のうち、以下の区域を除染が必要な区域として本計画の対象区域とします。

区域	空間線量率の範囲 (μ Sv/h)	平均空間線量率 (μ Sv/h)	除染実施計 画の対象と なる区域
下仁田	下町区	0.12~0.27	○
	仲町区	0.13~0.19	
	下仁田中学校	0.15~0.27	○
	下仁田小学校	0.13~0.21	
	上町区	0.13~0.22	0.20
	旭町区	0.15~0.44	○
	東町区	0.14~0.48	○
	下仁田高校	0.14~0.48	
	川井区	0.11~0.17	0.15
	吉崎区	0.17~0.32	○
馬山	栗山区	0.11~0.42	○
	大東区	0.13~0.29	○
	中央区	0.11~0.44	○
	小川区	0.11~0.30	○
	蒔田区	0.14~0.37	○
	城西区	0.12~0.32	○
小坂	緑ヶ丘区	0.14~0.28	○
	下小坂区	0.11~0.19	0.16
	大坂区	0.12~0.21	0.16
	中小坂区	0.11~0.18	0.16
	上小坂区	0.12~0.20	0.16
	杉の木峠	0.18~0.28	0.23
	大平区	0.14~0.20	0.17
西牧	東野牧区	0.13~0.29	0.20
	本宿区	0.12~0.15	0.14
	横間区	0.10~0.18	0.16
	南野牧区	0.12~0.15	0.13

区域		空間線量率の範囲 (μ Sv/h)	平均空間線量率 (μ Sv/h)	除染実施計 画の対象と なる区域
西 牧	市野萱区	0.11～0.39	0.18	
	西野牧区	0.11～0.19	0.13	
	矢川区	0.08～0.23	0.14	
青 倉	宮室区	0.17～0.20	0.19	
	大桑原区	0.17～0.34	0.23	○
	下青倉区	0.16～0.39	0.24	○
	上青倉区	0.18～0.22	0.20	
	土谷沢区	0.16～0.22	0.20	

※ 下仁田高校については、本計画に基づかない除染措置を行ったため、本計画（対象区域）から除外することとします。

3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域

除染は、2.に示す除染実施計画の対象となる区域内の以下の除染対象ごとに、以下の実施者が行うものとします。

除染対象	実施者
計画対象区域内の全ての小中学校、保育園 ※1	町
公園、児童遊び場、スポーツ広場	町
公共施設等 ※2	町・県・国
道路（側溝含む） ※2	町・県
民有地（住宅等） ※3	町
農地（（住宅地に点在する農地）	町

※1 私立保育園は施設管理者と協議の上、町が除染を実施します。なお、その場合、清掃等の簡易的な除染については、施設管理者のご協力を頂くことになります。

※2 「公共施設等」及び「道路（側溝含む）」は、具体的に除染する対象について、今後、国・県などと相談し定めることとします。

※3 自治会による除染活動に対して、除染作業に必要となる機材など、町が線量低減化支援事業により支援します。

※4 下仁田高校については、本計画に基づかない除染措置を行ったため、本計画（対象区域）から除外することとします。

4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壤等の除染等の措置

除染実施区域内で除染を行う際には、除染関係ガイドライン（平成 23 年 12 月 第 1 版）及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成 23 年 12 月 22 日付環水大総発第 111222001 号。平成 24 年 3 月 29 日改定。）の内容に則って除染を行います（除染対象と主な除染措置の内容は下表のとおり）。

除染対象	内容（下記から必要な措置を選択します）
小中学校、保育園	<input type="radio"/> 屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄 <input type="radio"/> 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等 <input type="radio"/> 側溝等清掃、洗浄、汚泥の除去 <input type="radio"/> 庭等における表土等の上下層の入替え、除去等 <input type="radio"/> 現場保管の際の残土による原状回復 <input type="radio"/> 枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 <input type="radio"/> 落葉の除去、除草
公園、児童遊び場、スポーツ広場	<input type="radio"/> 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等 <input type="radio"/> 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去 <input type="radio"/> 庭等における表土等の上下層の入替え、除去等 <input type="radio"/> 現場保管の際の残土による現状回復 <input type="radio"/> 枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 <input type="radio"/> 落葉の除去、除草
公共施設等	<input type="radio"/> 屋上、壁面の清掃、拭取り <input type="radio"/> 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等 <input type="radio"/> 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去 <input type="radio"/> 枝葉の剪定 <input type="radio"/> 落葉の除去、除草
道路（側溝含む）	<input type="radio"/> （路面） 散水車及び清掃車によるブラッシング <input type="radio"/> （路面） 手作業によるブラシ洗浄 <input type="radio"/> （路面） 歩道洗浄、除草 <input type="radio"/> （側溝） 泥等の掻き出し、除草 <input type="radio"/> （法面） 除草

除染対象	内容（下記から必要な措置を選択します）
民有地（住宅等）	<input type="radio"/> 壁面等の清掃、拭取り <input type="radio"/> 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等 <input type="radio"/> 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去 <input type="radio"/> 枝葉の剪定 <input type="radio"/> 落葉の除去、除草 <input type="radio"/> 芝地の深刈
農地（住宅地に点在する農地）	<input type="radio"/> 除草 <input type="radio"/> 深耕

その際、除染が必要かつ合理的な範囲となるよう、該当敷地内の詳細な放射線マップを作成した上で線量の高いところを中心に、適切なメニューを選択して除染を実施することとします。

なお、除染の実施にあたっては、実施前に空間線量率を測定し、その結果が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満であった場合には、側溝や雨樋下等の、局所的に毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の地点のみの除染を実施することとします。

※ 除染にあたっては、除去土壤等の発生抑制にも配慮するため、雨樋下や軒下等の局所的な箇所については、土地管理者や所有者の了解を得て表層土の上下層入替等の手法を考慮します。

※ 下仁田高校については、本計画に基づかない除染措置を行ったため、本計画（対象区域）から除外することとします。

5. 土壤等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

当町では、長期的に追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になるように除染をしてまいりますが、当面、平成25年3月末までを第1期、平成25年9月末までを第2期として、下記のスケジュールで除染に取り組みます。個々の施設の除染は、詳細な実施計画を作成し、作業期間を決めた上で除染を行います。

① 第1期計画期間

区域	平成 23年度	平成24年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
下仁田	下町区 ※1												
	仲町区												
	下仁田中学校 ※1												
	旭町区												
	東町区												
	吉崎区 ※1												
馬山	栗山区												
	大東区 ※1												
	中央区 ※1												
	小川区												
	蒔田区												
	城西区												
小坂	緑ヶ丘区 ※2												
	上小坂区												
	杉の木峠												
青倉	大桑原区												
	下青倉区 ※1												

※1 幼児、児童、生徒（子ども）の生活空間については、優先して除染作業を実施します。区域毎の子どもの生活空間（施設）名称は、以下のとおりです。

下町区：山際公園 下仁田中学校：下仁田中学校 吉崎区：吉崎公園・ほたる山公園 大東区：馬山多目的グラウンド 中央区：馬山保育園 下青倉区：青倉保育園

※2 緑ヶ丘区について、洩れていたため、追加記載しています。

② 第2期計画期間

区域		平成25年度					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
下仁田	下町区						→
	仲町区						
	下仁田中学校						
	旭町区						→
	東町区						→
	吉崎区						→
馬山	栗山区						→
	大東区						→
	中央区						→
	小川区						→
	蒔田区						→
	城西区						→
小坂	緑ヶ丘区						→
	上小坂区						
	杉の木峠						→
青倉	大桑原区						→
	下青倉区						→

※ 下仁田中学校を含む子どもの生活空間については、詳細（事前）調査の結果、除染が必要な施設（箇所）は、ありませんでした。

6. 除去土壤及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事項

除去土壤等の発生抑制に配慮するため、小中学校、保育園、公園、児童遊び場、スポーツ広場、公共施設等及び民有地においては、雨樋下や軒下等の局所的な箇所については、表層土の上下層入替等の手法を基本に除染を実施します。

なお、側溝等から発生した除去土壤等については国が示した「除染関係ガイドライン」に沿って、町内の国有林（大山国有林 26 林班る 2 小班）内に設置する仮置場において保管した後、処分することとします。

また、その際には、「除染関係ガイドライン」に基づいて、それぞれの除染実施主体ごとに管理内容（保管方法、場所、量など）の記録をします。

7. その他の事項

- (1) 特措法における基本的な考え方を踏まえ、できる限り早急な除染を実施していく中で、除染の進捗状況や除染方法の技術開発、国や県の方針等により、適宜、計画期間の見直しを行っていきます。
- (2) 除染実施計画は、策定、計画内容、計画期間の見直しに伴い、都度、公表していきます。
- (3) 生活環境に関連する本計画対象区域については、除染後も定期的に空間放射線量率を測定します。
- (4) 空間放射線量率の測定結果、及び、除染の実施状況（仮置場の状況も含む）や除染による効果については、広報誌やホームページ等で随時公表します。
- (5) この除染実施計画に係わる事項を協議するための「下仁田町除染協議会」を設置します。
- (6) この計画の内容を周知するため、住民説明会を開きます。